

不動産特定共同事業の手法と実務上の留意点

ウェビナー開催
参加無料

本ウェビナーでは、各地域において不動産特定共同事業(FTK事業)に興味・関心をお持ちの幅広い事業者に対して、FTK事業の概要についてご理解いただくとともに、FTK事業に取り組んでみたい事業者を後押しするため、既にFTK事業に取り組んだ実績のある先行事業者やFTK事業の案件組成をご支援した経験をお持ちの法律事務所・弁護士からご講演をいただき、FTK事業を活用するメリットやデメリット、実務上の法的論点や案件組成に向けて躊躇やすいポイントや留意点について理解を深めていただける情報を提供いたします。

日時・会場

■ 2025年2月14日（金）16時00分～17時30分

■ ウェビナー形式

※Zoomでの開催を想定

対象

- 不動産特定共同事業の制度概要について理解を深めたい方
- 不動産特定共同事業を実際に実施してみたい方
- 不動産特定共同事業の許認可について疑問点・不安点がある方

当日のプログラム

- 不動産特定共同事業の概要：国土交通省
- なぜ不特クラファンなのか？新たな事業モデルの可能性
：クリアル株式会社 横田大造氏
- 不動産特定共同事業の実務上の法的論点／案件組成に向けて躊躇やすい実務論点
：渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 弁護士木村勇人氏

先行事業者

クリアル株式会社

代表取締役社長 横田 大造 氏



【経歴】

アクセンチュア、オリックス、ラサールインベストマネージメント、新生銀行を経て2017年4月にクリアル代表取締役社長に就任。クリアルにおいて不動産投資プロセスのDX推進をコンセプトに、一口一千万円から投資できる不動産ファンドオンラインマーケット「CREAL（クリアル）」を2018年11月にローンチ。2023年、一般社団法人不動産特定共同事業者協議会 理事就任。同年、一般社団法人不動産クラウドファンディング協会 代表理事就任。

弁護士

渥美坂井法律事務所

弁護士 木村 勇人 氏



【経歴】

2009年東京大学教養学部卒業、2011年東京大学法科大学院修了。不動産ファイナンス、銀行業務、証券化、再生可能エネルギー、事業再生、国内外の訴訟対応等を主たる業務分野として対応。2022年米国ミシガン大学ロースクール(LL.M.)修了。2022年ニューヨーク州司法試験合格。2022年8月から2023年6月まで、Smith,Gambrell & Russell,LLP(米国ジョージア州)にて執務。受賞: Asian Legal Business (ALB) Asia 40 Under 40 2024, The Best Lawyers in Japan 2023-2025 (Real Estate Law)

参加方法

- 下記URLまたはQRコードからお申込みください。

<https://forms.office.com/e/GD7q9Q5Sdc>



- 申込期日：開催2営業日前まで（2月12日まで）

お問い合わせ

- セミナー事務局

(委託先：有限責任監査法人トーマツ内)

- TEL : 06-4560-6021 (担当: 高瀬・應矢)

E-mail : info_ftkseminar@tohmatsu.co.jp